

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から48年3月まで

自分の年金記録を確認したところ申立期間の国民年金保険料の未納が分かったが、私は両親から保険料の納付に関してうるさく言われており、今まで保険料の納付を怠ったことはない。何十年も前のことで資料は何も無いが、国民年金を未納とするはずはないので年金記録を調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和48年5月23日に、A市（現在は、B市）で払い出されていることが確認できるとともに、申立期間に別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

また、国民年金に加入した時点で、申立期間に係る国民年金保険料は過年度保険料となるが、申立人は申立期間の保険料の納付に関する具体的な記憶が無く、保険料納付状況等は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年8月まで  
年金記録を確認したところ昭和49年1月から同年8月までの期間が未加入とされていた。

私は厚生年金保険の第4種被保険者として厚生年金保険料を納めていたが、昭和49年に社会保険事務所(当時)から厚生年金保険の受給資格を取得した以降は、継続して第4種被保険者として厚生年金保険に加入できないと説明を受け、国民年金の加入を勧められた。

国民年金の加入手続は、社会保険事務所からの帰りに市役所で行い、加入後は保険料を未納無く納めていたので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の第4種被保険者資格を喪失した昭和49年1月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、厚生年金保険被保険者原票及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は厚生年金保険第4種被保険者資格を49年1月1日に喪失し、国民年金の加入は同年9月4日に任意加入により新規に被保険者資格を取得していることが確認できる上、オンライン記録の資格取得日も昭和49年9月4日と一致している。

また、申立期間は、国民年金の任意加入の対象となる期間であるが、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和49年9月4日の時点では、制度上さかのぼって任意加入の被保険者とはなり得ないことから、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわ

せる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 函館厚生年金 事案 163 (事案 54 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 3 月 25 日まで

私は、A社で昭和 33 年 4 月から 4 年間勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録は、35 年 3 月 25 日資格取得、37 年 4 月 1 日資格喪失となっている。

当初の申立てについては、年金記録の訂正は必要ではないとする通知を受け取ったが、A社に入社して 1 年後に B 郡 C 町 D 地区に温泉がゆう出し、同社が温泉施設「E」を建築する際に、私が設計に携わり F 県 G 機関（現在は、F 県 H 機関）へ提出した建築確認申請書類や私の C 町における税情報等を調査して、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、当時の関連資料を既に廃棄処分したため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) 申立人及び同僚の供述から、申立期間当時、当該事業所の従業員数は約 45 人であったことがうかがえるところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる被保険者数は約 19 人であることから判断すると、当時、事業主は一部の従業員のみ厚生年金保険に加入させていたと推認できること、iii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格取得日は昭和 35 年 3 月 25 日、資格喪失日は 37 年 4 月 1 日と記録されており、当該記録以外に申立人の氏名が見当たらず、整理番号に欠番は無いこと、iv) 申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は所持していないこと

などを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回、新たに申立人自身が当該事業所で携わった温泉施設「E」の建築確認申請書類及び申立期間当時の申立人に係る税情報の調査を求めていることから、当該温泉施設の建築確認申請について、F 県 H 機関 I 部 J 室 K 課へ照会したところ、「昭和 34 年当時、F 県 G 機関へ温泉施設の建築確認申請を提出する取扱いだったか否か確認できないが、保存年限の関係から申立期間当時の書類は保存されていない。C 町の施設であれば F 県 H 機関 I 部 L 室が所管である。」との回答があり、当該 L 室へ照会したところ、「E 開業に関し保存されている温泉利用許可申請関係書類を調べたところ、昭和 35 年 12 月 1 日付けで温泉の利用を許可していることは確認できたが、申請書に記載されている内容は、場所及び利用目的等であり、申立人の氏名は記載されていない。」と回答があった。

また、C 町へ照会したが申立期間当時の書類は保存されていないことから確認できないとの回答であった。

さらに、申立期間に係る申立人の税情報についても C 町へ照会したが、「税情報の保存は 10 年であることから、申立期間当時の情報は確認できない。」と回答があった。

加えて、再申立てに当たって新たに氏名が挙がった同僚二人に照会したが、当該事業所に係る健康保険厚生年金被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる一人は、「A 社では、健康保険及び厚生年金保険は希望すれば加入させてくれた。」と供述しており、当該被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない一人は、「若いころは厚生年金保険の加入のことは気にしていなかったので分からない。私が当該事業所で勤務した時、申立人はいなかった。」と供述していることから、申立人の勤務期間を特定することができない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についても確認することはできない。

これらのことから総合的に判断すると、申立人の供述などから申立人が A 社において、温泉施設の建設に関する業務に携わったことはうかがえるものの、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月ごろから同年 10 月ごろまで  
② 昭和 43 年 5 月ごろから同年 10 月ごろまで  
③ 昭和 44 年 5 月ごろから同年 10 月ごろまで

すべての申立期間において、A社（現在は、B社）C支店に私の父と一緒に季節労働者として勤務した。厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等はないが、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、申立人がすべての申立期間においてA社C支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社に照会したところ、「当時の資料が無く、申立人の勤務実態や保険料控除については不明である。」と回答している上、申立期間当時、社会保険の事務を担当していたとする元従業員は、「申立期間当時、A社には事務職の従業員が約 50 人、季節労働者が約 1,000 人在籍していた。事務職の従業員については厚生年金保険に加入していたが、申立人のような季節労働者についてはD国民健康保険には加入していたものの、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、すべての申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者が約 50 人であることから判断すると、当時、事業主は、従業員について必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、当該被保険者原票を確認したところ、申立人と同様の勤務形態で

あったとされる申立人の父及び申立人が名前を挙げた二人の同僚については、いずれもすべての申立期間において氏名の記載が無い上、オンライン記録から、申立人の父はすべての申立期間において国民年金に加入しており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当該被保険者原票にはすべての申立期間において申立人の氏名の記載は無く、整理番号の欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い上、申立人がすべての申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 17 日から同年 10 月 10 日まで  
② 昭和 39 年 10 月 10 日から同年 12 月 8 日まで

私は船員手帳を所持しており、申立期間①については、船舶所有者 A が所有する B 丸に昭和 39 年 9 月 17 日に雇入れ、同年 10 月 10 日に雇止めされ、申立期間②については、船舶所有者 C が所有する B 丸に昭和 39 年 10 月 10 日に雇入れ、同年 12 月 8 日に雇止めされた記載がある。

両申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、申立人が所持する船員手帳により、A が所有する B 丸に甲板員として昭和 39 年 9 月 17 日に雇入れ、同年 10 月 10 日に雇止めされていることが確認できる。

しかしながら、船舶所有者名簿によると、当該船舶所有者が船員保険の適用事業所に該当したのは昭和 41 年 9 月 2 日であることが確認できることから、申立期間①は船員保険の適用事業所には該当していなかった期間である。

また、船舶所有者名簿によると、当該船舶所有者は昭和 51 年 8 月 28 日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、所在不明である上、申立期間①の船長は既に死亡していることから、申立期間①当時の申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間①における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立期間①について、申立人が船員保険料を事業主（船舶所

有者)により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間①について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人が所持する船員手帳により、Cが所有するB丸に甲板員として昭和39年10月10日に雇入れ、同年12月8日に雇止めされていることが確認できる上、当該期間における船長の供述から判断すると、申立人の当該期間における勤務実態がうかがえる。

しかしながら、船舶所有者名簿によると、当該船舶所有者は船員保険の適用事業所には該当していなかったことが確認できる。

また、前述の船長は「私もCが所有するB丸に乗り込んだことがあるが、乗船した期間における船員保険の加入等については覚えていない。申立人は乗船していたと思う。」と供述しているところ、オンライン記録により、当該船長は申立期間②における船員保険の被保険者記録は無く、当該期間において国民年金の被保険者であり国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当該船舶所有者は既に死亡している上、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間②に係る申立人の船員保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立期間②について、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として両申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。